

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第二号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年三月十九日から適用する。

令和七年三月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの

厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型

血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化

第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型

血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子

組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体

、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン

放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出

ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形

成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心

静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェ

ロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、

グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析

を行つてゐる患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対

して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析

患者に對して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液

透析患者に對して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与

するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロ

スタグラジン<sub>I<sub>2</sub></sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト

製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその

溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビゾマント製剤、

スマトリピタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ

シコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、

デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ

ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの

厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型

血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化

第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型

血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子

組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体

、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン

放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出

ホルモン誘導体、ソマトスタチナナログ、顆粒球コロニー形

成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心

静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェ

ロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、

グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析

を行つてゐる患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対

して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析

患者に對して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液

透析患者に對して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与

するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロ

スタグラジン<sub>I<sub>2</sub></sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト

製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその

溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビゾマント製剤、

スマトリピタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキ

シコドン製剤、ベタメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、

デキサメタゾンリシン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾ

ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン

ブ阻害剤、 $H_2$ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマーゼ酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、アルグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランセン製剤、レム

ブ阻害剤、 $H_2$ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレープチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマーゼ酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、アルグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトランセン製剤、レム

デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクトベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドバ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプロアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプロラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤及びロザノリキシズマブ製剤

二  
(略)

デシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクトベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドバ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプロアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプロラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤及びメコバラミン製剤

二  
(略)